

SU LETTER

株式の基本機能③

～株式の併合と株式等売渡請求制度～



こんにちは。SU パートナーズ税理士法人の
押味です。

相続事業承継に関する論点のうち、特に
株式の承継について引き続きご紹介したい
と思います。

前回も書きましたが、株式の承継が問題
になるのは「換金しにくい」「株主が多数
いると困る（分割が望ましくない）」とい
うことからでした。

今回もこの「**株主が多数いると困る**」対
策をご紹介します。

株式の併合とは、活用法は

株式の併合とは、読んで字のごとし、
「**株式を併合すること**」です。例えば、
「**15株を1株に変える**」などです。

似たような制度に「単元株」というも
のがありますが、単元株は「**●●株で1
議決権**」といった「議決権の単位」なの
で少し異なります。

株主構成を

Aさん 15株 & Bさん 15株 vs Cさん
10株 と仮定します。

まず、株主総会の**特別決議**で「株式を併
合しよう!」と決めます。

Aさん 15株 & Bさん 15株の併せて 30株
/40株 (**2/3以上**) となり、決議できます
ね。

そして「**株式 15株を株式 1株に併合す
る**」とすると、**Cさんの 10株は端株**とな
ります。この端株については、競売（か裁
判所に申し立てて会社が買い取り）して、
Cさんにその代金を渡します。

イメージつきましたでしょうか？

株式等売渡請求制度とは

こちらを読んで字のごとし「**株式を売
り渡せ!**と請求できる制度」です。

もう少し内容を見てみましょう。

例を使って考えてみましょう。

■総議決権の90%以上を持っている株主が、他の株主に「私に売rinaさい!」とできる

■株主総会の特別決議も必要がない

■会社が株式を買い取るのではなく、支配株主が、少数株主から買い取るというのがその内容と特徴です。

圧倒的に一人が支配しているが、成り行きでほんの少しだけ厄介な株主が存在してしまっている場合などに有効でしょう。

※注意点※

前回の「全部取得条項付株式」も、今回の「株式の併合」も「株式等売渡請求制度」も「法律に沿った手続き」をしなければなりません。

また、少数株主側にも救済制度がありますので、それらにきちんと対応しなければなりませんし、

買取の際には価格の算定も合理的でなくてはなりません。

弁護士や司法書士、会計士や税理士と連携しながら、確実に進めた方がいいと思います。

もつとも、これらをしっかり行えば会社の存続や発展に寄与するような株主構成対策が行えるので、有効なことには変わりありません。

株主が分散してしまっていて、“漠然とした不安”を抱えている経営者の方、または事業承継者の方は、少しご検討ください。

SUIパートナーズ税理士法人



代表 阿部 幸宣

横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052

港区赤坂 2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701 号室

TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

SUレターの配信ご希望の方はこちら↓

info@supt.jp

までご連絡ください。

※SUレターのメルマガ購読は無料です。